

決議

地方創生、国土強靱化、生産性の向上を実現し、ストック効果を早期に発揮させるため、道路利用者の意見を十分反映しつつ、次に掲げる項目を計画的かつ着実に実施すること。

- 一、東日本大震災や熊本地震等による被災地の復旧・復興と全国の事前防災、減災対策
- 一、道路の老朽化対策及び耐震対策
- 一、高規格幹線道路等の未整備区間の解消、暫定二車線区間の四車線化、新東名の六車線化の早期実現
- 一、高速道路料金の事業者向け割引の継続
- 一、「SA・PA」や「道の駅」における駐車スペースの整備・拡張及びバスターミナルやバス停などバス利用拠点の整備・改善
- 一、人流・物流の生産性向上のための渋滞対策
- 一、通学路や自転車通行空間確保等の交通安全対策及び「無電柱化」
- 一、「スマートIC」や「道の駅」の整備及び「SA・PA」を活用した乗換拠点等の形成

長期安定的に道路整備が進められるよう、平成三十年度道路関係予算は所要額を確保すること。

また、「安全・安心の確保」や「生産性の向上による成長力の強化」を実現するため、道路財特法の特別措置を平成三十年度以降も継続すること。さらに、地方創生推進のために真に必要な道路整備については、特別措置を拡充すること。

平成二十九年五月十八日